

(採用決定者の退職等)

第4条

第1項 採用決定者が入社日以後、6ヶ月未満に甲との雇用契約を終了し退職したとき、乙は第2条に基づき支払われた紹介料を、以下の通り甲に返還するものとする。但し、甲の責に帰すべき事由による解雇又は退職、採用決定者の死亡、天災事変等の不測の事態による場合には、乙は当該返還義務を負わないものとする（但し、短期雇用契約書に基づく採用の場合はこれを適用しない）。

- ・雇用契約期間1週間未満に雇用契約を終了し退職した場合 100%
- ・雇用契約期間1週間以上1ヶ月未満に雇用契約を終了し退職した場合 50%
- ・雇用契約期間1ヶ月以上3ヶ月未満に雇用契約を終了し退職した場合 30%
- ・雇用契約期間3ヶ月以上6ヶ月未満に雇用契約を終了し退職した場合 10%